

## 県外産業廃棄物の処分又は保管に係る事前協議の承認実績

事業所	事前承認量	事業概要
ア社	1千トン以上100万トン未満	関連事業所から廃酸、廃アルカリ、汚泥、廃プラスチック類等を搬入し、廃産・廃アルカリは中和処理に、汚泥・廃プラスチック類は固形燃料の原料とする。
イ社	1千トン以上100万トン未満	ばいじん・汚泥から有用金属を回収する。 有用金属回収後の残渣物は、他県で最終処分する。
ウ社	1千トン未満	省略
エ社	1千トン以上100万トン未満	木くず・汚泥からバーク堆肥を製造・販売する。 事業所が県境付近にあること、県内の収集のみでは木くず・汚泥が不足することから、隣県からも収集している。
オ社	1千トン未満	省略
カ社	1千トン以上100万トン未満	焼却灰からレアメタルを回収する。 レアメタル回収後の残渣物は、金属が主体のため、有価物として販売する。
キ社	1千トン以上100万トン未満	廃石膏ボードを石膏ボードの原料として再生利用する。
ク社	1千トン未満	金属くずを圧縮し、製鋼原料として製造・販売する。
ケ社	1千トン以上100万トン未満	廃プラスチック類・紙くず等を破碎・圧縮し、固形燃料を製造する。
コ社	1千トン以上100万トン未満	省略
サ社	1千トン未満	廃プラスチック類を破碎し、原料として販売する。
シ社	1千トン未満	自社のプラスチック製品の販売先から使用済みの製品を回収し、原料として再生する。
ス社	1千トン以上100万トン未満	廃プラスチック類・紙くず・繊維くずを、破碎・圧縮梱包し、固形燃料等を製造・販売する。
セ社	1千トン未満	発泡スチロールを減容化し、再生プラスチックの原料として販売する。
ソ社	1千トン未満	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くずを、破碎・圧縮等し、固形燃料等を製造・販売する。
タ社	1千トン以上100万トン未満	県外から廃酸を搬入し自社が排出する廃アルカリの中和処分に使用し、残渣はボイラー燃料として使用し、焼却灰はセメント原料や再生砕石原料に利用する。 廃プラスチック類・木くずは破碎しボイラー燃料に使用する。等々
チ社	1千トン以上100万トン未満	廃タイヤを破碎し燃料として販売する。 金属くずを含む大型の廃タイヤは、金属くずを回収し、破碎する。回収した金属くずも、販売する。
ツ社	1千トン以上100万トン未満	がれき類は路盤材や骨材等の土木資材として、木くずはチップ化し製紙原料やボイラー燃料等として再生し販売する。 事業所が県境付近にあることから、隣県から受入依頼がある。
テ社	1千トン以上100万トン未満	関連事業所から木くずを搬入し、燃料や製紙の原料として再生し販売する。
ト社	1千トン以上100万トン未満	省略
ナ社	1千トン未満	自動車の廃バンパーを破碎し、バンパー原料として販売する。
ニ社	1千トン未満	汚泥及び動植物性残さを発酵させ、堆肥を製造・販売する。
ヌ社	1千トン以上100万トン未満	廃プラスチック類・紙くず・繊維くずを破碎・圧縮等し、固形燃料等として販売する。
ネ社	1千トン未満	廃プラスチック類を、破碎・圧縮減容し、県内処分場で再度中間処理した後、固形燃料として販売する。
ノ社	1千トン以上100万トン未満	がれき類を破碎し、再生アスファルト混合物に加工し、販売する。
ハ社	1千トン未満	廃プラスチック類・繊維くず・汚泥を破碎、混練・圧縮成形し、固形燃料を製造する。
26件		

※事例は、令和5年12月1日時点の県管轄（松山市を除く愛媛県内）における承認実績で、新たに申請する者の参考となるものを記載している。